

# 特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先 〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会 2016年1月20日 No.2

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

## 多くの方の傍聴支援を訴えます

### 第4回公判 3月14日(月) 10:00~16:30

第4回公判が3月14日(月)に丸1日かけて弁護人の「冒頭陳述」が行われます。傍聴できる席数には限りがありますが、駆けつけた支援者が裁判所の廊下や庭にあふれる状況を作れば、世論や裁判官に大きく訴えかけることができます。短時間でもぜひご支援をお願いします！

## 12月3日、第3回公判と支援者説明会が開かれました。

第3回公判は、裁判所が従前の立場（「検察官には釈明の義務なし」）を変え、弁護人の要求にこたえて検察官に対し下記3項目の求釈明を行うという、画期的なものでした。

- ①「食物誤嚥による窒息等の事故を未然に防止すべき業務上の注意義務がある(起訴状)」とあるが、具体的にどのようにして窒息等の事故を未然に防止すべきであったと主張するのか
- ②山口さんが、食事中の動静を注視しなければならなかった者の範囲
- ③本件当時、他にも食事中の動静を注視しなければならない者がいた状況下で、具体的にどのようにして被害者の動静を注意すべきであったのか

これに対する検察官の釈明も踏まえ、3月14日に第4回公判が行われます。

## 呼びかけ人・支援者の声

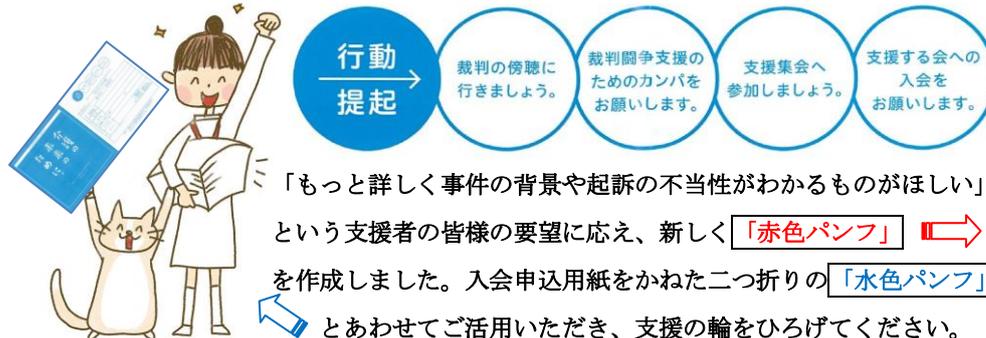


私は神奈川県で医師をしており、長野県は夫の故郷です。あずみの里に姑が入所していますが、大変良心的な特養で感謝しています。この度の出来事で、准看護師さんが起訴されたことに驚き、危機感をもっています。2006年の福島県立大野病院事件の際に産婦人科医が逮捕され、警察に連行されたことが思い出されました。この事件は裁判の後、無罪が確定しましたが、本人は数年にわたり休職を余儀なくされ、臨床医を中断せざるを得ませんでした。また医療崩壊と言われる状況の一因にもなりました。

医療や介護の場面では、人の命は不確定な要素を含んでいるもので、特に障害やいくつかの疾患を持った高齢者があつてなく最期の日を迎えることは時としてありえることです。このような場面に関わり、最善の努力をした医療・介護従事者を刑事事件として逮捕し、起訴することをよしとする風潮を許しては、今後医療・介護の仕事を抱おうという人は少なくなる一方でしょう。今回の裁判では無罪を勝ち取ることがどうしても重要です。かつての医療崩壊に続き、介護崩壊がひきおこされては入所者や家族も安心してすごせません。明日の医療・介護を守るためにもこの裁判での無罪を私も支援したいと思います。

汐田総合病院 医師 宮澤 由美

## 「無罪を勝ち取る会」への入会と支援のお願い



この裁判には、  
介護の未来が、  
かかっている。

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で  
無罪を勝ち取る会

1/19 現在の入会数 団体加入38団体 個人加入390名

ご希望の方には郵送しますのでご連絡ください。  
大きく広げて下さい！！